

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長が請求人に対し、令和5年7月28日付けの保護申請却下通知書により行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

- 1 入居世帯に火災保険への加入義務を課すことを是認する法的な根拠がなく、負担軽減策も整備されていない点を考慮すれば、都が入居世帯に対して、強く加入を求めることはできないと考えられるが、都が火災保険は必要ないものとしている訳ではない。

入居世帯に配布される「住まいのしおり」（東京都住宅政策本部・東京都住宅供給公社編集）の中で「万一に備え、家財や第三者への損害を補償する賃貸住宅向け火災保険（家財保険）に加入しておくことも、みなさん自身を守ることにつながります。」と火災に起因するリスクについて触れている。強制的に加入を求めているからと簡単に切り捨ててしまうことが妥当なのだろうか。

被保護者が不測の事態に備えて火災保険に加入することは必然であり、特段に過度なことではない。加入する目的や住宅災害が発生すれば加入義務の有無にかかわらず必要となる点について留意をすれば、

「必要やむを得ない場合」に相当すると捉えることは、妥当で合理性がある。

- 2 火災保険は、住宅災害の当事者を救済する最も合理的で有効な手段であることに疑う余地はなく、ぎりぎりで生計を維持する状態にあり、資力を持たない者こそ有効に活用すべきものである。本件処分は、強制加入であるか否かのみでの機械的な判断によって責を果たすための、生活再建を図るための最善手が失われてしまう不当なものである。
- 3 被保護者が民間物件に入居する場合、契約に必要な敷金等（火災保険料等を含む。）は全て保護費から支給されており、被保護者が自己負担することはない。都営住宅に転居して、保護費の削減に大きく貢献しているにもかかわらず、保険加入を自己負担せざるを得ないこの状況は理解し難く、受け入れることはできない。火災保険の加入目的は、賠償義務を果たすこと、自助による早期の生活再建を図ることであり、住宅を供給する事業主体が異なったとしても、その目的は同じである。
- 4 都営住宅において火災保険料を認定することは、憲法の理念や法の原理原則から乖離、逸脱するものではなく、趣旨に合致するものである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年 6月20日	諮問
令和6年10月28日	審議（第93回第1部会）
令和6年11月27日	審議（第94回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護基準

法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

保護費は、保護基準により、法11条1項各号に掲げられている保護の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定される。

(2) 住宅扶助

法11条1項は、3号に住宅扶助を掲げ、法14条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、「住居」及び「補修その他住宅の維持のために必要なもの」の範囲内において行われるとしている。

(3) 転居に際しての火災保険料

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・4・(1)・カは、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、オに定める特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、（中略）必要な額を認定して差しつかえないこと。」としている。

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7・問30は、「局長通知第7の4の(1)のカにいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、どのような場合をいうか。」の問いに対し、「2 実施機関の指導に基づき、現在支払われている家賃又は間代よりも低額な住居に転居する場合」等を挙げて

いる。

また、課長通知第7・問35は、「敷金等として、権利金、礼金、不動産手数料、火災保険料、保証料を認定してよいか。」の問いに対し、「必要やむを得ない場合は、転居に際し必要なものとして認定して差しつかえない。」としている。

(4) 契約更新料の範囲

「生活保護運用事例集2017」（東京都福祉保健局生活福祉部保護課編集。以下「運用事例集」という。）問6-60は、契約更新料の範囲について、「契約更新料に契約更新手数料、火災保険料及び保証料を加えた範囲までを対象とする。火災保険料については、借家人賠償責任保険特約付家財保険料や同特約以外に個人賠償責任又は修理費用等、対外的な賠償責任又は費用負担を保障する旨の特約がついている家財保険料であって、契約等の際加入が義務付けられているものは、保険契約の本体部分（家財保険料）及び特約部分とも支給対象となる。一方、支給対象となる特約がない家財保険料、地震保険、安否確認等専ら保険加入者の生命・財産のみを保障する内容の特約部分については、支給対象とならない。」としている。そして、これらの取扱いは、転居の際の敷金等の範囲についても同様であると考えられる。

(5) 局長通知、課長通知等の位置付け

局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定による法の処理基準である。また、運用事例集は、生活保護制度における事務処理の方針を示したものとして合理性が認められるものである。

2 本件処分についての検討

上記1の法令等の定めを前提として、本件処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

局長通知第7・4・(1)・カ並びに課長通知第7・問30及び35によれば、住宅扶助として支給することができる火災保険料は、一定の要件に該当する転居に際し、火災保険料の支払が必要やむを得ない場合、すなわち、契約等の際加入が義務付けられているものに限り、転

居に際し必要なものとして認定することができる（上記 1・(3)）。

しかし、本件住宅の入居の際、東京都は、請求人に対して火災保険への加入を義務付けておらず、入居世帯に配布される冊子を見ても、火災保険への加入は任意であることが認められる（第 3・1）。

そうすると、本件保険料は、課長通知第 7・問 3 5 の「必要やむを得ない場合」に該当するものとは認められず、本件保険料を支給しないとした本件処分を違法又は不当ということはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第 3 のとおり主張する。

しかし、生活保護制度においては、任意である火災保険への加入についての費用を最低限度の生活を維持するために必要なものとして認定することはできず、本件処分が上記 1 の法令等の定め に 則 っ て な さ れ た も の で あ る こ と は 上 記 2 の と お り で あ る か ら、請求人の主張は採用することができない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

大橋洋一、海野仁志、織朱實